

令和 2 年総務建設産業常任委員会会議録

1. 招集年月日 令和 2 年 6 月 17 日
2. 招集の場所 御嵩町役場第 1 委員会室
3. 開 会 令和 2 年 6 月 17 日 午前 10 時 35 分 委員長宣告
4. 付託された審査事項
議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議事日程

令和2年6月17日(水曜日) 午前10時35分 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 付託事件の審査及び採決

(企画課)

①議案第55号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

- 5 その他

出席委員(5名)

委員長	山田儀雄	副委員長	伏屋光幸
委員	大沢まり子	委員	奥村悟
委員	清水亮太		

その他出席した議員

議長	高山由行	議員	岡本隆子
議員	福井俊雄		

欠席委員

委員 加藤保郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
企画調整 担当参事	中井雄一郎	総務部長	須田和男
企画課長	山田敏寛	企画課 企画調整係長	丹羽英仁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中村治彦	議会事務局 書記	大脇敬之
--------	------	-------------	------

委員長（山田儀雄君）

それでは、ただいまより委員会のほうを始めたいと思います。

本会議のほう、本当に御苦労さまでした。

引き続きまして、ただいまの出席委員は5名で定足数に達していますので、これより総務建設産業常任委員会を開会いたします。

なお、加藤保郎委員は都合により欠席する旨の届出がありましたので、報告をいたします。

初めに、議長より挨拶をお願いします。

議長（高山由行君）

本会議のほう、ありがとうございます。いろいろな制約の中で一般質問を行いましたけれど、執行部のほうにも一般質問のほうは制約を設けんでもよろしいということは言われましたけれど、何とか議会のほうもコロナ対策の一つでも一助になろうと思ってやったことですので、ありがとうございます。以上です。

委員長（山田儀雄君）

続きまして、町長より挨拶をお願いします。

町長（渡邊公夫君）

御苦労さまでございます。

今回の議会では、委員会付託する必要がありますので、協議をしていただいて、本会議のほうでは議決していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（山田儀雄君）

それでは、本日6月17日でありますけれども、さきの本会議において当委員会に付託されました案件につきまして、それぞれ審査及び採決を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

なお、委員の方には、質疑等、発言を行うときは、挙手をもってお願いをいたします。

審査及び採決を行います。

執行部の職員の皆様には、答弁等、発言を行うときは、挙手をもってお願いをいたします。

審査は、さきの委員会協議会及び本会議で説明を受けておりますけれども、執行部から補足説明があれば行っていただき、補足説明がなければ質疑から行いたいと思います。

企画課関係について行います。

議案第55号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について審査を行います。

補足説明がありましたら、お願いしたいと思います。

企画課長（山田敏寛君）

補足説明はございません。

委員長（山田儀雄君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（奥村 悟君）

それでは、2点ほどお聞かせください。

先般、全員協議会で説明いただいたものですが、ちょっと私も記憶が飛んじやっていますので、再度お聞かせいただきたいのですが、条例を制定する背景をかいつまんでお聞かせいただきたいということを思います。

それから、もう一点ですが、御嵩町は環境モデル都市でありますけれども、環境モデル都市行動計画だとか、それから地球温暖化対策実行計画というのがありますが、それとの整合性をちょっとお聞かせください。

というのは、グリーンテクノみたけについては面積が多いということで、温室効果ガスの吸収対策に効果があるというふうに思います。

今回、ここの東側の工業団地については、規制緩和をすることにより、事業者に課していません活動促進によるCO₂の削減、そういったことに対する影響はどのようにお考えなのか。

この2点、よろしくをお願いします。

企画課企画調整係長（丹羽英仁君）

まずもって、今回の条例制定に関わります背景でございますが、もともと経済産業省において、こうやって経済発展に資する企業さんを応援していきましょうというメニューが既に開かれておりました。

その中で、御嵩町、今大きな工業団地としましては、平芝工業団地とグリーンテクノみたけがございますけれども、特に先ほどおっしゃられましたグリーンテクノみたけにおいては、緑地面積は確保されている。ただ、平芝工業団地につきましては、それぞれの企業さんの敷地面積、それ単体で見られておりますけれども、企業さんからしてみれば、今このコロナが始まる前の段階でありましたけれども、今後生産機能を上げていきたい。そういった場合に、緑地面積というのは非常に今ぎりぎりのところだということで御相談を受けておりました。

ですので、御嵩町としましても、地域経済というのをやっぱり牽引していただく企業さんについては、我々としてはしっかり応援をしていきたいという背景の中で、こういった準備をさせていただくという形になっております。

それから、この企業さんにつきましても、それぞれ企業さん単体が経済産業省において、生産機能等の拡充に係る計画というのを提出した上で認定をされていないといけませんので、そういった企業さんというのは、それぞれの企業の努力というものも併せてこれは必要となるものとなっております。それを応援させていただくということで、今回制定の運びとなっております。よろしくお願いいたします。

もう一点でございます。環境モデル都市としてのやはり立ち位置ということはありませんけれども、まずもってこの条例の制定につきましては、経済発展の観点を持って制定をさせていただくという趣旨でございます。

ですが、緑地等につきましても、CO₂の吸収率の高い植物というのをやはり選んでいただいた上で、緑地面積をしっかりと確保させていただくというところで、この条例制定とは別に、またそれは別の話になりますけれども、ソフト面等も含めてCO₂削減に関わる活動等にも御協力を頂くなど、別の観点も含めて企業様には御協力を頂きたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（奥村 悟君）

今、平芝工業団地にある企業さんから、増設等したいというアクションか何かがありましたでしょうか。

企画課企画調整係長（丹羽英仁君）

増設をしたいというふうに今考えておられるようですが、このコロナの状況を見まして、今後計画が進むかどうかというところは、今確認はしておりますが、ちょっとこちらのほうへ御返答いただけていない状況ですので、我々としては、その動向をしっかりと確認させていただいた上で、この適用がされるかどうかというところもしっかりと見定めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員（奥村 悟君）

ありがとうございます。

委員長（山田儀雄君）

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

私から1点、ちょっとお伺いしたいと思います。

資料の30ページのところで、概要のところの1番になりますけれども、グリーンテクノミタけの緑地面積は大きいため除外というようなことが書いてありまして、実際、低い企業においても47%と書いてある。実際に、平芝工業団地の現状というのが、各工場によって違うかもしれないけど、現状はどのくらいなのかなんていう思いがちょっとあります。

企画課企画調整係長（丹羽英仁君）

それぞれ企業さんによっては緑地面積が足りないということで、御嵩町の町有地を賃貸借されて緑地を確保されている企業さんというのはございます。そういった方々がもし今後こういった企業として経済産業省に計画を出して認められれば、そういった動向等もいろいろ変わってはまいりますので、企業様の経営状況ですとか、手法というものによってくるのではないかなというふうに考えております。

委員長（山田儀雄君）

基本的には、規制緩和の前の充足度で 20%以上とか何かと書いてありましたよね、緑地面積が。それで、足りない人は町有地を借りて、近辺の、これをクリアしていくということなんですか。

企画課企画調整係長（丹羽英仁君）

工場用地として以外ではなくて、緑地を確保するというところも含めて、その企業様が使用するということで、緑地面積というのは認められているものになっております。

委員長（山田儀雄君）

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、採決を行います。

本案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

賛成全員であります。したがって、議案第 55 号は可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日審査していただきました案件につきましては、私委員長が取りまとめ、審査結果報告書を作成し、議長に提出しますのでよろしく願いをいたします。

これをもちまして、総務建設産業常任委員会を閉会とします。御苦労さまでした。

午前 10 時 43 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

総務建設産業常任委員長